

福岡県介護員養成研修事業者指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第3条第1項第1号ロに規定する介護員養成研修事業者（以下「事業者」という。）の指定について、施行令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第219号。）及び平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(研修の課程)

第2条 事業者が実施することができる介護員養成研修（以下「研修」という。）の課程は、介護職員初任者研修課程及び生活援助従事者研修課程とする。

2 研修は、研修課程に応じ、福岡県介護職員初任者研修実施要綱又は福岡県生活援助従事者研修実施要綱に基づき、実施するものとする。

(研修の実施区域)

第3条 研修は、福岡県の区域内（以下「県内」という。）においてのみ実施することができる。ただし、通信の方法によって研修を行う場合には、この限りでない。

(指定の申請)

第4条 施行規則第22条26の規定に基づき事業者の指定（以下「指定」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、初回の研修の受講者の募集を開始しようとする日の60日前までに、福岡県介護員養成研修事業者指定申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、研修課程及び形式に応じ、次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

(1) 学則（様式第2号）

(2) 研修のカリキュラム

ア 研修日程表（様式第3号）

イ 研修区分表（様式第4号その1又は様式第4号その2）（通信の方法によって行う場合）

ウ 見学及び実習実施日程表（様式第6号その1又は様式第6号その2）（見学及び実習を行う場合）

(3) 担当講師一覧表（様式第7号その1又は様式第7号その2）

(4) 担当講師の調書（様式第8号）、研修講師承諾書（様式第9号）の写し及び取得資格証の写し

(5) 講義及び演習会場一覧表（様式第10号）、平面図及び見取図、写真並びに使用承諾書等

- (6) 実技演習使用備品等一覧表（様式第11号）及び申請者が当該備品等の使用権限を有することを証する書類の写し（申請者が備品等の所有権を有しない場合のみ）
 - (7) 見学及び実習施設一覧表（様式第12号その1又は様式第12号その2）及び受入承諾書（様式第13号その1又は様式第13号その2）の写し（見学及び実習を行う場合のみ）
 - (8) 修了評価の方法
 - (9) 情報の公表体制確認書（様式第14号）
 - (10) 当該年度の研修計画書（様式第15号。以下「研修計画書」という。）
 - (11) 申請者の概要が分かる書類（組織図、事業報告書、パンフレット等）
 - (12) 申請者の定款、寄附行為その他規約
 - (13) 申請者の履歴事項全部証明書（申請前3月以内に取得したものに限り。）
 - (14) 誓約書（様式第16号）
 - (15) 研修の実施に係る収支予算書（様式第17号）
 - (16) 研修開始後2年間の財政計画（様式第18号）
 - (17) 申請者の資産状況を明らかにする書類
 - (18) その他知事が必要と認める書類等
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が市町村である場合は、前項第11号から第17号までに規定する書類を省略できる。
- 3 知事は、第1項に規定する申請書及び添付書類に不備がある場合は、申請者に対し、相当の期間を定めて補正を求めるものとする。この場合において、申請者が当該期間内に補正を行わないときは、知事は、理由を付して指定の申請を却下することができる。

（他の都道府県で指定を受けた者の取扱い）

第5条 福岡県以外の都道府県（以下「他の都道府県」という。）において指定を受けた者であっても、次に掲げる場合においては、知事に県内で研修を実施するための指定の申請を行わなければならない。

- (1) 本部、本校等主たる事業所から独立して、県内に所在する支部、分校等従たる事業所において、研修の実施場所、講師等を確保し、受講生の募集を行うなど、別個に研修を実施すると認められる場合
- (2) 本部、本校等主たる事業所から独立して、県内に所在する支部、分校等従たる事業所において、通信形式による研修を実施し、県内において講師の確保、添削指導、面談指導等を行うなど、別個に研修を実施すると認められる場合

（事業者に関する基準）

第6条 事業者は、研修を適正に実施するため、次に掲げる基準を満たさなければならないものとする。

- (1) 法人であること。
- (2) 研修を安定的かつ継続的に実施することができる財政基盤を有すること。
- (3) 研修を適正かつ円滑に実施するために必要な事務処理能力及び体制を整えていること。
- (4) 研修に係る経理を明確に区分し、会計帳簿、決算書類等事業の収支状況を明らかに

する書類を整備していること。

- (5) 研修を適正に実施することができる設備及び常駐の人員を有した事業所が、県内にあること。
- (6) 毎年度、継続的に研修を実施することができること。
- (7) 研修課程に応じ、福岡県介護職員初任者研修実施要綱又は福岡県生活援助従事者研修実施要綱に基づき、研修を適正に実施できること。
- (8) 過去5年以内に研修、難病患者等ホームヘルパー養成研修、居宅介護従事者等養成研修若しくは外出介護従事者養成研修を行う者の不指定若しくは指定の取消し、介護保険サービス事業若しくは障害福祉サービス事業を行う者の不指定若しくは指定の取消し等又はこれらの研修若しくは事業の実施に対する継続的な指導等を受けていないこと。
- (9) 申請者が、次に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）から、その事業活動を支配されている法人

イ 福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した法人で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないもの

ウ 福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により罰金の刑に処せられた法人で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないもの

エ その役員等のうちに、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がある法人

オ その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第15条第2項、第17条の3、第19条第2項又は第20条第2項の規定に違反した者で、同条例第23条第1項の規定により、同条例第22条の勧告に従わなかった旨を公表された日から起算して2年を経過しないものがある法人

カ その役員等のうちに、福岡県暴力団排除条例第25条第1項第3号の規定により懲役又は罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しないものがある法人

（指定等）

第7条 知事は、第4条の指定の申請があったときは、その内容を審査し、指定の要件を満たすと認められる者に対し、指定を行う。

2 知事は、前項の審査を行うに当たり、必要に応じて申請の内容について申請者に対し照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

3 知事は、第1項の指定を行ったときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の指定を行わないときは、その理由を付して当該申請者に通知するも

のとする。

- 5 第3項の規定による通知があった申請者は、当該通知があった日から、研修の受講者の募集を行うことができるものとする。

(変更の届出)

第8条 事業者は、施行規則第22条の26第1項各号（第8号については、当該指定に係る研修に関するものに限る。）又は第2項各号に掲げる事項に変更があったときは、その変更の日から10日以内に福岡県介護員養成研修変更届（様式第20号。以下「変更届」という。）にその事実を証する書類その他関係書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 既に介護職員初任者研修の事業者として指定されている者が生活援助従事者研修を実施するときは、その実施を公表した日から10日以内に、変更届に第4条第1項各号に掲げる変更後の書類を添付して、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 前項の規定は、既に生活援助従事者研修の事業者として指定されている者が介護職員初任者研修の事業者として指定を受けようとするときについて準用する。

(届出の受理)

第9条 知事は、前条第2項及び第3項の変更の届出があったときは、事業者に対し届出を受理した旨を通知するものとする。

(研修の休止の届出)

第10条 事業者は、1年度以上2年度以内研修を休止するときは、休止した日から10日以内に福岡県介護員養成研修休止届（様式第22号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

(研修の再開の届出)

第11条 事業者は、休止した研修を再開するときは、再開した日から10日以内に福岡県介護員養成研修再開届（様式第23号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の場合において、事業者は、再開する研修の受講者の募集を開始しようとする日の60日前までに、第4条第1項各号に掲げる書類及び計画書を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、知事から指示があったときは、事業者は、その指示に従わなければならない。

(研修の廃止の届出)

第12条 事業者は、研修を廃止し、又は3年度以上休止するときは、廃止又は休止した日から10日以内に、福岡県介護員養成研修廃止届（様式第24号）により、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者から研修の廃止の届出がなく、3年度以上研修が休止された場合には、当該事業者の研修は廃止されたものとみなす。

- 3 知事は、研修の廃止の届出があったとき又は前項の規定により研修は廃止されたものとみなしたときは、その旨を当該事業者へ通知するものとする。
- 4 事業者は、研修を廃止するときは、研修修了者に対して、その旨及び廃止後の連絡先を周知するとともに、研修修了者に対する修了証明書の再発行に対応できる体制を整備しなければならない。
- 5 事業者は、研修を廃止し、法人を解散する場合は、関係書類の保存等について、県と協議しなければならない。

(事業報告)

第13条 事業者は、毎事業年度終了後2月以内に、福岡県介護員養成研修事業報告書(様式第25号)に研修修了者名簿(様式第26号)と翌年度に研修を実施する場合はその研修計画書を添付して知事に提出しなければならない。

(情報の公表)

第14条 事業者は、次に掲げる事項について、その情報を当該事業者のホームページ等において公表しなければならない。

- (1) 事業者に関する事項
- (2) 法人に関する事項(法人と事業者が異なる場合のみ)
- (3) 研修に関する事項

(実地調査等)

第15条 知事は、必要があると認めるときは、研修の実施状況その他必要な事項について、事業者に対し報告若しくは関係書類の提出若しくは提示を命じ、事業者若しくは関係者に出頭を求め、又は実地に調査を行うことができる。

- 2 前項の規定により実地に調査を行う場合においては、当該調査を行う職員は、身分を証する検査証(様式第32号)を携帯するものとする。

(指定の取消し)

第16条 知事は、施行令第3条第3項の規定により、事業者の指定を取り消したときは、その旨を当該事業者へ通知するとともに、当該事業者の名称及び所在地、取消年月日等を公表するものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事業者の指定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。